

多摩市みんなの文化芸術条例(素案)に対するパブリックコメントにおける市の考え方について

1 実施概要

(1)実施期間 令和3年6月1日(火)から令和3年6月21日(月)まで

(2)提出者数 7人(電子申請4人、直接持参3人)

※寄せられた意見は、個人が特定される表現を除き、原文ママで掲載しています。

No	意見	市の考え方
1	<p>老若男女、国籍、居住地を問わず、多摩市に関わる者が文化に触れることを奨励するという方針に感動した。 子どもなどの若い世代向けの教育と組み合わせることで、一体どのような効果をもたらすのかが気になった。</p>	<p>乳幼児から身近に文化芸術に触れることで、文化芸術に対する理解が深まり、豊かな人間性が育まれ、文化芸術の次代の担い手として育成が図られると考えました。第7条(子どもたちのための取組)の条項を入れた理由は、次代を担う子どもたちが文化芸術活動に参加する権利の保障に努めるとともに、取組を推進することが上記につながるものと考えたためです。</p>
2	<p>条例素案を拝見いたしました。大変良い内容だと思い共感いたします。 現代社会は非常に物質的には豊かになりました。しかし反面、孤立化、孤独、生きずらさ、特に若い層は自己肯定感の欠如など、「生きる力」を喪失している社会でもあります。その原因は、有識者も語られるように、個人とコミュニティ、自然、スピリチュアリティが分断されていることに原因があるのは間違いありません。コロナ禍にあり、その現代社会が抱える問題はより顕在化いたしました。 その問題を解決する手立ては、まさに市民が歴史に根ざした日本の伝統文化や高い芸術に日常的に触れることだと思います。そこには健全なコミュニティも生まれます。 また最近では、人間の健康増進とアートとの関係が明確になり、医療にアートを取り入れる取り組みも始まっており、そういう意味でも、<u>健幸まちづくりには不可欠なもの</u>だと思います。 自然環境に恵まれた、また市民の文化に対する意識も高い多摩市が、他に発信力のある健幸まちづくりのモデルとなるうえでも、この文化芸術条例が力強く推進されることを楽しみに、また期待いたします。</p>	<p>本条例(素案)では、第3条(基本理念)の第5項で「(中略)先人から受け継がれた伝統文化及び文化財が継承されるとともに、文化芸術が創造され続ける環境の整備が図られなければならない。」としており、また、第6条(市の役割)の第3項に「市は、市民及び市の区域を訪れる者が日常的に文化芸術に親しめる機会を提供するとともに、鑑賞者・享受者を増やす施策を実施するものとする。」と定めています。 文化芸術の振興に当たっては、伝統文化や質の高い文化芸術も含め、市民が日常的に様々な文化芸術に触れることができる環境整備が重要だと考えています。 また、健幸まちづくりの視点をもちながら文化芸術をどう振興していくのかなどの具体的な施策については、今後計画を策定する際に、ご意見を踏まえながら検討してまいります。</p>
3	<p>今回「多摩市みんなの文化条例」の素案と策定に向けた動きを知る中、多摩市の目指す魅力的な街づくりのイメージを共有でき、喜びと希望を感じています。都心に行かなくとも、普段の生活の中、自然豊かな街の中、親子でちょっと出かけて、文化や芸術を楽しむ、味わえること、そのような場が増えることは、とても幸せな環境だと思います。また文化芸術の享受だけでなく、多摩市として表現者の育成や活動を支援すること、文化芸術を通して人々のつながりを豊かに築いていくことを掲げられていることは、誇り高いこと、大切なことだと思います。</p> <p>今後の希望として、教育機関、社会教育機関の中で、文化芸術の学習のあり方について議論され具体的に取組まれることを強く期待しています。子どもたちの感性をどのように育てていくのか、<u>ぜひとも教育との連携を図って、充実させて欲しいと願います。</u></p> <p>策定後の、具体的な取り組みと振り返りの中で出てきた課題についても、弛まず向き合っていくことが大切と考えます。文化と芸術の振興を図り続けるために、議論の公開、市民への啓発、情報発信を、これからもお願いしたいと思います。多摩市の文化条例とともに、市民の意識や関心が成長、成熟するとういなと思います。</p>	<p>ご意見を基に、第10条(多摩市立複合文化施設の位置づけ)の条文について、市の文化芸術振興の中心的役割を担う多摩市立複合文化施設と教育機関が連携する趣旨を追加する方向で見直しいたします。 具体的な施策については、今後計画を策定する際に、ご意見を踏まえながら検討してまいります。</p>
4	<p>多摩市はパルテノン多摩という芸術公開の場がありますが、現代美術業界で活動している私の視点からすると、若いアーティストの公開や主張の場が少なく、寂しい気持ちはあります。</p> <p>多摩市の都議選の候補者たちの政策を見ても、多くが福祉と生活がテーマとなっており、<u>若い世代に向けた政策はほとんど見かけません。</u></p> <p>現代美術や現代音楽などは、いわゆる最新の表現であり、そこに常識の壁がなく理解を示す可能性があるのはやはり若い世代だと実感しています(東京都現代美術館や森美術館の客層を見て)。こ<u>ういった視点も欲しいと、素案を見て感じてました。</u></p>	<p>本条例(素案)では、若いアーティストも含め「表現活動の担い手」として第2条第2項で定めており、第6条(市の役割)の第2項では「市は、表現活動の担い手が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、及び文化芸術の継承又は普及していくことができる環境の整備を行うための施策を実施するものとする。」としています。 また、第3条(基本理念)の第1項では、「(中略)乳幼児から高齢者までのあらゆる市民について文化芸術に関与し、又は参加し、及びこれを創造・表現し、又は鑑賞・享受する権利が保障される(中略)」と定めています。 これらのことから、若い世代も含め文化芸術活動がしやすい環境としていくことが重要だと考えています。 具体的な施策については、今後計画を策定する際に、本条例の考え方を基本として、ご意見を踏まえながら検討してまいります。</p>

No	意見	市の考え方
5	<p>「多摩市みんなの文化芸術条例案」原稿を本日読み、感想を書かせていただきます。</p> <p>どういう経過で立案になったかわかりませんが、良いことだと思います。文もわかりやすく、かつ格調も高く、このことによって少しでも多摩市が文化の高い街になってもらいたいものです。これをどう実行していくかが問題だと思います。</p> <p>「享受者は、市民であるかを問わず、訪れる人も表現活動を受け止める…」とのくだりは、うれしく思います。多摩市は八王子・町田・稲城といり乱れてつながり、その活動を一緒にやっている住民が多いことであり、ギャラリーを借りる時の条件などをもっと大らかにやっていただきたいものです。</p> <p>第10条 多摩市立複合文化施設について これこそ、もっと発想を変えて、お役所仕事でないものに変えていただきたく思います。一番の問題は、ギャラリーと練習の部屋が足りてないということです。本当に独立したしっかりした市民ギャラリーが一つも無いということです。市民は、毎月ギャラリーと部屋の場所取り合戦に非常に苦労しています。予約が大変で、疲れはててしまいます。発想を変え、馬鹿でかいパルテノンを分割し、気楽に市民が活用できる場所にできないものではないでしょうか。</p> <p>永山のギャラリーぐらいの大きさの天井の低い部屋(ギャラリー)を三つ位つくれるし、教室もたくさん作れると思いますが…(ただし、老人にとっては、パルテノンは駅からずっとのぼり坂で遠く、疲れるので足を運びたくありませんが)</p> <p>多摩市は全て団体に文化を動かそうとします。毎年市民文化祭も全て団体参加です。音楽・合唱などは団体としても、絵などは本質的に一人一人です。団体にまかせずに市が平等に募集すべきだと思います。多摩市の公民館ギャラリーは、個展を認めません。三人以上の団体で、多摩の人が過半数ということです。そのとき、夫婦は二人で一人としか数えてもらえません。家族単位の考えは、今どきまことにおかしい制度です。</p> <p>本当は多摩市に「文化庁」みたいなものを設立し、新しい感覚で文化面を切り開いて行っていただきたいと思っています。駅前におしゃれな文化館があったら、どんなに市民の心がなごむことでしょう。福生市は駅の改札からエレベーターで直接行ける素敵なギャラリーをつくりました。身障者もすぐに見に行けます。個展も団体展もやっています。仕事帰りの人がたくさん入館していました。アートを習い事や趣味の広場とだけと考えずに、質的に高いものを見、聴き、触れ、豊かな心になれる空間を持つ多摩市になっていけばいいなと思っています</p>	<p>本条例(素案)では、第6条(市の役割)の第2項で、「市は、表現活動の担い手が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、及び文化芸術の継承又は普及していくことができる環境の整備を行うための施策を実施するものとする。」と定めています。</p> <p>質の高い文化芸術も含め、市民が日常的に様々な文化芸術活動を行うとともに触れることができる環境整備を進められるよう、今後計画を策定する際に、ご意見を踏まえながら、具体的な施策について検討してまいります。</p>
6	<p>多摩市みんなの文化芸術条例{素案}public comment (多摩市素案)⇒(コメント)</p> <p>①ここに、この条例を制定します。⇒基本理念を総合的に勘案し、この条例を制定します。</p> <p>②第4条第2項 尊重するよう努めるものとする。⇒尊重する義務がある。</p> <p>③第5条第2項 人の尊厳⇒字句の定義を明確化(個人の尊厳あるいは、個人の尊重とは、すべての個人が互いを人間として尊重する法原理をいう。英語では(Dignity)と。日本法では最高の価値基準であり、各種基本的人権、中でも平等権を直接根拠づけるものとされる。</p> <p>④第6条 実施するものとする。⇒実施する義務がある。</p> <p>⑤第6条第2項 実施するものとする。⇒実施する義務がある。</p> <p>⑥第6条第6項 努めるものとする。⇒講ずる義務がある。</p> <p>⑦第8条 計画を策定するものとする。⇒策定する義務がある。</p> <p>⑧第9条第3項 市長が別に定める。⇒市長が条例施行前に別に定める</p> <p>⑨第11条 努めるものとする。⇒講ずる義務がある。</p>	<p>(1)①について(前文) 前文は、条例制定の背景、理念、決意等を述べるものとされています。条文中に具体的に定められた事項(基本理念)を前文で勘案するというのは、規定の順序が逆になると考えます。よって、「基本理念を総合的に勘案し」の部分の追加は差し控えさせていただきます。</p> <p>(2)②、④～⑦、⑨について 「するものとする」という語尾は、法令において義務を規定する場合等に用いられる定型的な表現です。 また、「義務がある」という表現は、法令では一定の行為を義務付ける場合の表現として、特に強調する必要のあるときに用いられます。典型的な例としては納税の義務の規定で、それ以外のケースで用いられることはほぼありません。よって、語尾の変更は差し控えさせていただきます。</p> <p>(3)③について 尊厳とは、尊く、おごそかなるさま、とされています。この条文で適用する上では十分に明確であり、定義づける必要はないものと考えます。他の法令等でも定義を置いているものはありません。よって、「人の尊厳」の定義は差し控えさせていただきます。</p> <p>(4)⑧第9条第3項 別に定めるものについては、運用上の必要に応じて定めるものであり、条例施行前に限定されるものではありません。よって、「条例施行前に」の部分の追加は差し控えさせていただきます。</p>

No	意見	市の考え方
7	<p>今回は、多摩市みんなの文化芸術条例(素案)への意見募集とのことですが、条例制定以前のプロセスに力を入れたり工夫をして、「みんなの」…となるような広範囲で、文化や芸術に興味のない人や持てない人への理解を深める活動の再検討などや普及が大切なのではないかと考えます。</p> <p>特に「文化・芸術」の分野については、経済的ゆとり、心のゆとりがないと参加や鑑賞もむずかしいので、「文化・芸術」分野の関係者の皆様の協力を頂いて、「文化・芸術振興券」や「パスポート」的なものの発行、配布(多摩市内に限るもの)などと合わせて、博物館、美術館、企画展も展示に偏りがちで、一部学芸員の方の説明もされており良いと思いますが、年に1~2度もう少し大きな会場で関係者のトークショー(10分程度)的なものも入れて開催して頂けると、苦労話など聞けて共感が持てると考えます。</p> <p>文化・芸術は幼児教育(右脳)によいので、<u>教育界との連携も推進</u>してほしいと思います。</p>	<p>本条例(素案)では、第4条(市民の権利と役割)で市民が文化芸術を享受する権利を有するとし、第6条(市の役割)では市が文化芸術振興における環境の整備を行うための施策を実施すること、市民及び市の区域を訪れる者が日常的に文化芸術に親しめる機会を提供することを定めています。</p> <p>文化芸術の振興に当たっては、第3条(基本理念)の第6項にもあるように、鑑賞者・享受者の増加が図られることが重要であることから、頂いたご意見を踏まえ、文化芸術に興味がない、または文化芸術に触れることができない状況に置かれている市民に向けた環境の整備や普及・啓発活動を進めるとともに、無関心層に対するアプローチなどの新たな施策に関して、計画を策定する際に検討してまいります。</p> <p>また、教育界との連携の推進のご意見については、ご意見を基に、第10条(多摩市立複合文化施設の位置づけ)の条文について、市の文化芸術振興の中心的役割を担う多摩市立複合文化施設と教育機関が連携する趣旨を追加する方向で見直しいたします。</p>